

令和6年度 子どものための教育・保育給付認定に係る 家庭状況届について

日頃より、本区の保育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
認可保育施設を利用されている方は、法令の定めにより、保育を必要とする事由の状況を確認するため、年に一度、家庭状況届などの提出が必要となります。

つきましては、下記のとおり、必要書類の提出をお願いいたします。

なお、提出期限を過ぎても提出がなく、保育を必要とする事由に該当することが確認できない場合は、法令に基づき、在籍している認可保育施設を退園となりますのでご注意ください。

記

1 必要書類

(1) 子どものための教育・保育給付認定に係る家庭状況届

(2) 保育の必要性を証明する書類

※ (2) の書類の詳細については、2、3ページをご確認ください。

2 提出方法

郵送で提出 する場合	添付の提出用封筒に必要書類一式を封入の上、 <u>お近くのポストに投函してご返送ください。</u> ※ 切手は不要です。		
オンラインで 提出する場合	マイナポータルの「ぴったりサービス」によるオンライン申請です。詳細は本ページ下部QRコードをご参照ください。 ※マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタ付きのパソコンが必要です。		
直接提出 する場合	中央区役所 6階 保育課保育入園係	【受付時間】 8時30分から17時まで ※ 土日・祝日を除く。	
	在籍している 認可保育施設	添付の <u>提出用封筒に必要書類一式を封入</u> の上、兄弟姉妹で異なる施設を利用している場合は、下のお子さんが利用している施設にご提出ください。	

※ 転園、月極延長保育、兄弟姉妹の新規入所の申込書類は、同封しないようご注意ください。
同封した場合は、利用調整の対象にはなりません。

※ 書類の提出に関して、携帯電話やスマートフォンへSMS（ショートメッセージサービス）によるお知らせを送信することがあります。

3 提出期限

令和6年8月9日（金）必着



▲オンラインで
提出する場合は
こちら



▲提出書類の
ダウンロードは
こちら



▲SMSの発信に
ついては
こちら

＜「保育の必要性を証明する書類」について＞

保育を必要とする事由により、提出する必要書類が異なります。

下表から父母それぞれの該当する書類（令和6年4月1日以降に発行されたもの）をご提出ください。

※ 既に令和6年4月1日以降に発行された書類を区へ提出済みで、提出時と現在の状況に変更がなければ省略可能です。

省略する場合は、添付の提出用封筒の提出書類チェック欄「☐提出済」にチェック（☒）を入れてください。

保育を必要とする事由	必要書類	書類の説明
就労 （復職予定を含む） 【従業員の方】	【下記以外の方】 ◆就労証明書	・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・就労先が複数ある場合は、1カ所につき1枚ずつ、すべてご提出ください。
	【派遣社員の方】 ①◆就労証明書 ②直近の労働者派遣契約書または就業条件明示書の写し （復職予定の場合は、産休前のもの）	・①、②のいずれも提出が必要です。（①の内容は上記参照） ・派遣元の会社に就労内容の証明を依頼してください。 ・派遣先がわかる証明として契約書または明示書の写しを添付してください。
就労 （復職予定を含む） ・自営業主（個人事業主） ・経営者 ・会社役員 ・家族従業者	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	・①、②のいずれも提出が必要です。（①の内容は上記参照） ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・②は3ページの表をご参照ください。
疾病・障害	①診断書の写し ②障害者手帳の写し（両面）	・①は必ずご提出ください。病名、病状・回復見込み、<u>日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されている必要があります。</u> ・②はお持ちの方のみご提出ください。
介護・看護	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 （診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など）	・①、②のいずれも提出が必要です。 ・①は区指定の書式に記入してください。
災害復旧	り災証明書	区にお問い合わせください。
学校等に在学・職業訓練	①◆在学証明書 ②学生証の写し	・①、②のいずれも提出が必要です。 ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・在学先は学校教育法規定の施設に限ります。

「◆」印の書類は区ホームページからダウンロードすることができます。

※ **事業を営んでいることを証明する書類について**

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつお選びいただき、写しをご提出ください。

なお、Aグループについては、以前提出していただいたものから変更がなければ省略可能です。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 〔 <u>直近3カ月分</u> をご提出ください。 復職予定の方は <u>産前産後休暇前の3カ月分</u> です。〕
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可書などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書 ※ 電子申請の場合は、届出書と併せて 受信通知など税務署が受領したことを 確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称、所在地、内容などがわかる パンフレットやホームページ など	・出勤簿、通勤記録、就労状況申告書 など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳 またはネットバンキング（名義と振込のページ） など
	＜自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可＞ 営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※ 契約先・取引先の機密情報はマスキング（黒 で塗りつぶすこと）可

※ **ひとり親家庭の場合の必要書類について（該当する場合のみ）**

ひとり親家庭の場合につきましては、2ページの表の該当書類に加えて、次のいずれかの書類の写しをご提出ください。

令和6年4月1日以降に発行された書類（または証書の有効期限が令和6年4月1日を含む書類）である必要があります。

ひとり親家庭の書類 （いずれかひとつ）	・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 ・戸籍全部事項証明書（受理証明書） ・事件係属証明書（調停期日通知書） ※ 調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。
------------------------	--

《問い合わせ先》

中央区福祉保健部保育課保育入園係

電話：3546－5227・5387・9587

受付：8時30分から17時まで（土日・祝日を除く。）